

年次有給休暇の計画的付与に関する協定書

株式会社 (以下「会社」という。) と従業員代表 は、
〇〇年の年次有給休暇の計画的付与に関して、次のとおり協定する。

(対象者)

第1条 この協定により年次有給休暇の計画的付与の対象となる者は、次のいずれかに該当する従業員を除き、会社に常時使用される者とする。

- (1) 年度初日に年次有給休暇日数が5日以下の者
- (2) 長期欠勤、退職および休業中の者
- (3) 産前産後休暇中の者
- (4) 育児休業・介護休業中の者
- (5) その他対象外とすることが適当と認められる者

(年次有給休暇の計画的付与)

第2条 会社は、本協定の定めるところにより、従業員の有する年次有給休暇のうち5日を超える日数の部分について、予め時季を指定して与えることができる。

- 2 各課において、その所属の従業員をA、Bの2グループに分けるものとする。ただし、その調整と決定は各課長が行う。
- 3 各従業員が保有する〇年度の年次有給休暇のうち〇日分については各グループの区分に応じて、下表のとおり与えるものとする。

Aグループ	8月5日～9日
Bグループ	8月18日～19日

- 4 社員のうち、その保有する年次有給休暇の日数から〇日を差し引いた日数が「5日」に満たない者を本協定の対象とする場合、その不足する日数の限度で、第3項に掲げる日に特別有給休暇を与えるものとする。
- 5 この協定の定めに関らず、業務遂行上やむを得ない事由のため、前項の休暇指定日に出勤を必要とするときは、会社と従業員代表との協議のうえ、休暇指定日を変更するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 ○ ○ ○ ○

印従業員代表 ○ ○ ○ ○ 印